

「IT産業人材確保支援事業」実施業務に係る公募型プロポーザルの実施について、下記のとおり告示する。

令和3年(2021年)4月26日

札幌市長 秋元 克広

記



- 1 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市経済観光局産業振興部 IT・イノベーション課
電話 (011) 211-2379
- 2 契約に関する事項
 - (1) 業務名
「IT産業人材確保支援事業」実施業務
 - (2) 業務内容
理系人材の道外流出などにより市内IT産業では人材不足が深刻であるため、札幌市IT産業のPR活動、UIJターン促進イベント等を開催するとともに、新たな人材供給源として昨今注目をされる高度IT外国人材の確保および市内定着支援を行うことで、市内IT産業の就労者数の増加を図る。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から令和4年3月31日まで
 - (4) 契約に至るまでの流れ
 - ア プロポーザル参加者の募集及び企画提案書の受付
 - イ 提案内容について企画選考委員会で審査
 - ウ イの審査で、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定
 - エ 上記ウの契約候補者と所定の手続を経て、委託契約を締結する。なお、プロポーザルの応募方法及び提出書類の詳細については、「IT産業人材確保支援事業」実施業務 提案説明書による。
- 3 申込期限
 - (1) 参加意向申出書：令和3年5月11日(火)締切
 - (2) 参加資格申出書、企画提案者概要、全体企画提案書、積算書：令和3年5月13日(木)締切
- 4 参加資格
次の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (2) 参加資格申出書の提出期限、および提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
 - (3) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
 - (4) 市内に本社又は営業所等の拠点を有するものであること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴

力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

- (6) 同一の企画競争において、事業共同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (7) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行う者1名の配置が可能であること。

5 企画公募要項の交付方法

令和3年4月26日から札幌市公式ホームページに公開する。

URL : <http://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/ituij/itjinzai3.html>